第37回道州制特区提案検討委員会

日 時: 平成22年6月3日(木) 13:30~15:30

場 所: 北海道労働委員会会議室

出席者:

(委員) 井上会長、五十嵐委員、河西委員、南部委員、

湯浅委員

(事務局) 山谷総合政策部地域振興監、総合政策部地域主権局

斎藤担当局長、伊藤参事

(事務局)

定刻の時間も若干過ぎました。本日は、7名の委員の先生方のうち、事前に竹田委員と宮田委員、お2人につきましては本日欠席というご連絡をいただいているところでございます。河西委員につきましては、現在こちらのほうに向かっていると思いますので、時間の関係もございますので大変恐縮でございますが、これから第37回道州制特区提案検討委員会を開催いたしたいと思います。

尚、南部委員におかれましては、先程お伺いしたのでございますが急用のため概ね3時を 目途に退席をするということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは井上会長、議事の進行のほうをよろしくお願いいたします。

(井上会長)

では早速でございますけれども、議事次第に沿って進行させていただきたいと思いますが、 その前にこれまでの経緯・審議の結果等について確認をしておきたいというふうに思います。

(1) の部分でございます。前回第36回、4月26日に開催した本委員会におきましては、配布されております資料の1、一覧表になっておりますけれども、それに記載してありますように、新規の道民提案に関しまして10項目を審議したところであります。その結果、今後検討を深めていくものが2件、No.269と274でございます。あとは取り扱いを留保しているものが2件、272及び281でございますがそのようになっております。

本日の委員会では、資料1の1番右側のところに「第37回」ということで欄があります。 その欄で○印がついている7つの案件、うちNo.284は、これは○がついている中では一番下 になるかと思いますけれども、新規の道民提案の追加分として一部新聞等でも報道されてい たように記憶しておりますけれども、その追加の1件ということで、これらを含めまして全 部で7件について審議を行ってまいりたいと思います。

具体的な審議に入ります前に、前回の委員会を欠席された委員もおられますことから、まず最初に事務局から前回の審議結果について簡潔に説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは、前回の委員会でのご審議の結果をもとに今後の対応方針を整理いたしましたのでご説明をさせていただきます。 資料 2 をご覧ください。

資料 2 の右下に「36 回提案検討委員会における分野別審議の論点整理」という表がございます。順次この部分につきましてご説明を申し上げます。

まず269番・携帯型心電計に関する使用制限緩和につきましてでございます。

論点といたしましては、携帯型心電計の使用に限らず、遠隔医療など情報通信ネットワー

クを活用した医療情報ネットワークの仕組みを構築する観点からの検討を深めていっては どうかという意見がございました。

今後の対応でございますが、携帯型心電計が医行為ではないようにするための検討、それと情報通信ネットワークを活用した地域医療のあり方の検討、この2つの面から検討を進めていくこととなりました。

前回の委員会以降、事務局のほうで遠隔医療についての現状を整理いたしましたので、本日は議題 2 の分野別審議の中でその整理結果をご報告いたしまして改めて論点の整理についてご審議をいただきたくお願いを申し上げます。

次をめくっていただいて、270番・農用地の活用につきましては、過去の類似提案におきまして国から農地転用許可制度については新農地法の施行後5年を目途として法の施行状況を勘案して検討するという回答が示されておりますので、本件提案につきましては当面取り扱わないこととなりました。

次に271番でございます。企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充につきましては、 過去の類似提案におきまして国のほうから企業立地促進税制等については、将来の道州制の 税財政等のあり方に関する議論をふまえて継続検討するという回答が示されてございます ので、今後の国の税制改正の動向を見極めることといたしまして、本件提案については当面 取り扱わないこととなりました。

次に272番でございます。地域観光の振興でございます。論点といたしまして旅行業の資格要件を緩和するのではなく、より厳しくしたほうが北海道観光のブランド化につながるというご意見。それと、小規模なものであれば要件を緩和してもよいのではないかというご意見がございます。意見が賛否分かれましたので、本件提案の取り扱いにつきましては、本日の会議において決定することとなりました。

取り扱いを決定するにあたりまして後程事務局から補足の説明をさせていただきます。

次に273番でございます。道路・河川に係る権限移譲でございます。出先機関の権限・事務移譲につきましては、国において本年夏までに方向性を取りまとめるとしておりますので、国の動向を見極めることといたしまして本件提案については当面取り扱わないこととなったところでございます。

次に274番でございます。コンビニでのふるさと納税につきましては、論点といたしまして地域に寄付文化を根づかせるという観点から検討すべきであるというご意見ですとか、現状でできないものを可能にする仕組みづくりを検討すべきというご意見などをいただいております。

今後の対応でございますが、次回以降検討を深めていくということとなりました。

尚、前回の委員会では、インターネット上でクレジットカードで寄付ができるようになればよいというご意見をいただきましたので、その辺のところを調べさせていただきました。 資料3の28ページをご覧いただきたいのですが、クレジットカードによる公金の納付につきましては、現行の地方自治法上可能となってございまして、本人が地方公共団体にカードによる納付申し出を行いまして、カード会社が地方公共団体に立替え払いをいたしましてカード会社が本人に請求するという、こういう流れになります。

カード納付ができる歳入の範囲でございますが、法律上限定されておりませんのでふるさ と納税、寄付金でございますけれども、その寄付金の納付も可能でございます。

既に、ここに書いてございますが、道内におきまして夕張市ですとか小樽市がネット上でカードによるふるさと納税の納付を受け付けているところでございます。

次に資料2にお戻りいただきまして7ページでございます。275番、北海道特定活動法人

制度の創設でございます。

この提案を含みます NPO 関連の 3 つの提案につきましては、3 月に開催されました第 35 回の委員会でご説明をさせていただいたところでございます。その際にこの 275 番の提案につきましては、特にご意見がございませんでしたので、論点と今後の方向が未整理となっております。したがいまして本日の分野別審議において今後の取り扱いについてご審議をお願い申し上げたいと思ってございます。

次の8ページでございます。276番、認定 NPO 法人制度の認定要件でございます。論点のところを見ていただきたいのですが、3つのポイントのご提案をいただきました。この3つのポイントにつきまして今後検討を深めていくということとなってございます。

4月8日に政府の税制調査会の市民公益税制プロジェクトチームの中間報告が出されてございます。その中で認定 NPO 法人に対する税制改正の方向性が示されてございます。

資料3を見ていただきたいのですが、32ページでございます。横長の表で整理をさせていただいております。ここに国の見直しの検討方向を載せてございます。本委員会において今後検討を深めていくこととしております3つのポイントごとに分けて整理してございます。

まず一番上、認定権限です。国税庁から認定権限を北海道に移すという検討ポイントでございます。これにつきましては中間報告、一番右側の欄になりますけれども、中間報告では認定 NPO 法人の認定を、NPO 法人の設立認証を行った都道府県が行う仕組みについて検討するとされてございます。この仕組みが実現されますと認定権限は北海道に移るということになるのではないかと思ってございます。

次は2つ目の提案、②認定基準のところでございます。北海道に認定基準の裁量権を与えるということでございます。中間報告におきましては、認定基準の見直しとして3つの方向を示してございますが、その中の②でございます。地方自治体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した法人につきましては、PST要件を求めないというふうになってございます。この②が実現されますと知事に裁量権が与えられることになるのではないかというふうに考えられるところでございます。

3つ目の提案でございますが、税制の優遇措置です。公益法人と同程度にするということです。この部分でございますが、公益法人の欄が一番左側のほうにございますけれども、公益法人におきまして法人税の特例措置といたしまして、みなし寄附金制度がございます。この制度における損金算入の所得金額の割合が 50%相当額以上と今現在なっているわけでございます。今回の見直し方向は、一番右側の欄でございますが、現在認定 NPO の割合は所得金額の 20%相当額でございますが、これの引き上げを検討するとなってございます。今の段階では、どのくらいの引き上げになるかは見えてございませんけれども、引き上げられる可能性が出てきているということでございます。

国では、これらの諸施策の23年度の税制改正における実現に向けまして具体的な制度設計を進めていくとしてございます。今後最新情報を入手の都度ご報告をさせていただきまして本委員会としての提案検討項目を具体的に絞り込んでいくこととしてはどうかと考えてございます。

次に 277 番、9 ページでございます。NPO バンク支援でございますが、改正貸金業法が 6月 18日に本格施行されるということが決定をされてございます。

国におきましては、NPO バンクの全体を適用除外する方向で内閣府令改正を進めてございます。こういったことから国の改正内容を見極めることといたしまして、本件提案については取り扱わないこととなったところでございます。

尚、内閣府令の改正についてのその後の状況でございます。申し訳ございませんが資料3の42ページにお戻りいただきましてご覧いただきたいです。4月26日に改正貸金業法に関する内閣府令の改正案が金融庁から発表がされたところでございます。そこに改正案の抜粋を載せてございます。1が主旨でございます。

2 府令改正の概要のところをご覧いただきます。NPO バンクに対する対応といたしまして 1 点目は、貸付業経験者の確保義務の免除でございます。一定の要件を満たす NPO バンクに つきましては、代替的な体制整備を要件として、初回の登録につきましては、貸付業務経験 者の確保義務を免除するという内容でございます。

2点目でございますが、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除及び総量規制の適用除外でございまして、下のほうに2つに分かれてございます。生活困窮者向けの貸付を行う NPO バンク、それとそれ以外の NPO バンク、それぞれに要件を設けまして、その要件を満たす NPO バンクについて適用を除外することとされているところでございます。

ただ今ご説明いたしました内容で内閣府令が改正されるということになりましたので、指定信用情報機関制度から NPO バンクを適用除外するという特区提案につきましては、提案の主旨に沿ったかたちで措置されることとなったところでございます。

次ですが、278番でございます。法人税率と贈与税率の特例でございます。国税につきましては、国全体の税体系の中で議論されるべき問題であることから、国の税制改正の動向を見極めることといたしまして、本件提案については当面取り扱わないこととなったところでございます。

次でございます。279番、ゴールデンウィーク特区でございます。現在国におきまして休暇分散化に向けた検討が行われているところでございますので、国の動向を見極めることといたしまして、これにつきましても本件提案については当面取り扱わないこととなりました。次に280番でございます。国からの権限・事務移譲でございます。

国の出先機関の権限・事務移譲につきましては、先程もご説明申し上げましたが国のほうで今年の夏までに方向性を取りまとめるということでございますので、これにつきましても国の動向を見極めることとして、本件提案については当面取り扱わないこととされたところでございます。

次に13ページの281番、ポストバスでございます。

ポストバスでございますが、過去に貨客混載の実証実験を行いました経験のございます栗山町ですとか、郵便輸送を現在行っております郵便事業株式会社、そういったところへの事務局によるヒアリングの結果をもふまえて本日の会議で本件提案の取り扱いについて決定するということとなってございますので、後程分野別審議の中で栗山町や郵便事業株式会社などとのヒアリング結果について事務局からご説明を申し上げます。

前回提案での審議結果に基づく今後の対応方向についてのご説明は以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

前回の審議の要点について資料2に基づき事務局から説明をいたしました。

今日の議題の中で審議する部分もありますけれども、そうではない部分も含めて何か今の 段階でご意見・ご質問があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

NPOにからむ部分については、今日また3本のうちの1本というかたちで審議が予定されておりますので、それ以外の部分については国の動向を見ながらというような話もありまし

たけれども、改めて関連するテーマについて出てきたときに質問していただいても結構だと 思います。

(河西委員)

今ご説明を伺いました中でふるさと納税のコンビニでの収納というのは、今の現行法上で 可能だということですよね。

ふるさと納税に関わらず、税金のコンビニにおける収納でクレジットカードに関して使用ができないというふうにしているコンビニエンスストアーなどがあるのです。

これはコンビニエンスストアーを経営している事業者の問題ということになるというふうに認識してよろしいでしょうか。

(事務局)

私どもは、できないという事例があるということを把握してございませんでしたので、ちょっと調べさせていただけませんでしょうか。

(河西委員)

実際自動車税を納税するので、たまたま手持ちがなかったのでクレジットカードで支払おうかと思ったら、うちではクレジットカードでの支払いを認めていませんからと言われたことがありましたので、ちょっとお話しさせていただきました。

そういったことで、たぶん法律的には可能なのだけれども、その事業者の側でそういうものは使えなくしているというような企業の経営戦略のほうでの問題というのが、こういうことをやるときにあるのかなというふうに思います。

(井上会長)

どうぞお願いします。

(事務局)

今のご質問で、おそらく北海道内で自動車税、おそらく北海道税の自動車税をコンビニで クレジットカードで払うということだと思うのです。

先程、ふるさと納税のクレジットカードの話をしていたのですけれども、小樽市とか夕張 市は既にそういったかたちで実施しているのです。

実は、北海道自体は、まだクレジットカード払いというシステムを導入しておりませんで、 おそらくこのクレジットカードの受付ができるような仕組みを北海道庁としてつくってい けば対応できると思います。

そこは、そういった税徴収上の道側の施策の話になってくるかと思います。

(井上会長)

よろしいでしょうか。

では、また各項目に亘ったときに関連する質問としてお出しいただければというふうに思いますので、議題の(2)に移らせていただきたいと思います。

(2) 分野別審議についてということであります。前回の委員会では、今説明がありましたように取り扱いを留保した案件が 2 件、No.272 の地域観光の振興とNo.281 のポストバスがございます。

これは、資料1の一覧表の中では、再分類というところでその項目の記載の下に波線が打ってあるものでありますが、それについてこれから審議をいたしたいというふうに思います。 事務局で資料を用意しておりますので、まずそれについて説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、今後の取り扱いを本日の会議で決定することとなってございます項目について ご説明を申し上げます。

資料2の4ページの地域観光の振興についてでございます。これについて補足説明をさせていただきます。

資料3の一番後ろに1枚物で「第37回委員会追加資料」ということで「体験型観光事業者が提供するサービスに関する旅行業法上の規制(パターン別)」という表題の資料をお配りしてございます。それを見ていただきたいのですが、まずそういった小規模な観光事業における旅行業法上の規制をいくつかのパターン別に整理をしてみました。

旅行業法では、報酬を得て旅行業務を取扱い事業として行うものは、旅行業の登録を受けなければならないとされてございます。

旅行業務とは、と書いてございますが、運送・宿泊サービスの代理・媒介等をすることということでございます。

該当しないものとしては運送・宿泊以外のサービスのみを提供する。運送事業者が行う日帰りの旅行、こういったものは旅行業務に該当しないと、法律上そうなってございます。

この表のAの項目をご覧いただきます。体験型観光事業者というのは、イメージはカヌーですとかラフティングですとか乗馬、こういったものを体験型観光、有料で提供するというイメージでございます。

A の場合は、観光客は駅からとか自宅から自分の車ですとか路線バスを乗り継いでカヌー・ラフティングのところまで行って有料で体験する。こういった場合につきましては、これは旅行業務に該当いたしませんので登録は必要がないということでございます。

Bでございますが、これは体験型観光事業者が近隣の駅まで観光客を無料で送迎する場合でございます。この送迎の部分については、お金を取っておりませんので、上のAと同様に旅行業の登録は必要がないということでございます。

次にCでございますが、これは観光事業者自らが観光客を有料で送迎する場合でございます。この場合、有償で旅客の運送をすることになりますので、まず道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を国土交通大臣から受ける必要がございます。

このパターンにつきましては、過去にも類似の提案がございました。有料で顧客送迎をした場合にそういったものに係る権限を国から移譲してもらいたい。そういう類似提案がございましたが、この検討委員会でもご審議をいただきましたが、既存のタクシーなどとの競合の問題があってすぐには結論が出せないということで一旦本棚にしまったという経過がございます。

尚、運送事業の許可が得られれば、自らの運送機関を利用した日帰りの旅行の募集・販売 は旅行業の登録がなくても可能ということでございます。

次にDでございますが、これは体験型観光事業者が他社のバスを手配いたしまして送迎と体験型観光をパッケージにした商品を募集・販売するという場合でございます。これは旅行業務に該当いたしますので、旅行業の登録が必要となるということでございます。

E でございますが、これはさらに観光事業者がバスの手配の他にも自分のところの体験以外に食事ですとか温泉などの他の事業者のサービスも組み合わせてパッケージ商品といた

しまして募集・販売する場合でございます。これは、まさしく旅行業務でございますので、 旅行業の登録が必要となるということでございます。

今回の道民提案につきましては、旅行業の登録をしないでDやEの旅行業務ができるようにしてはどうかというものでございますが、前回の委員会で旅行業の登録資格をどうするかというような視点の他に、地域の旅行業者や宿泊業者、観光事業者などが連携をして地域ならではの旅行商品づくりを進めるということも大事ではないかというご意見もあったところでございます。

そういった観点で道内におきましても地域の関係者が連携して特色あるツアーづくりを 進めた事例がございますので、本日ご紹介をいたします。

資料3の17ページをご覧いただきます。17ページと18ページになりますが、ご紹介する事例は、美唄市におきまして夏休み時期に合わせて親子で体験観光づくりをしてもらうために旅行ツアーを企画・実施した事例でございます。グリーンツーリズムに取り組んでいる農家の方ですとかネイチャーガイド、林業試験場などが連携をいたしまして体験メニューを用意したというものでございます。

このツアーの全体の募集・販売につきましては、地元の第2種旅行業登録を受けております業者が行ったわけでございます。このように旅行業の資格要件を緩和する方向とは別に地元の旅行業者と連携して、地域の特色を生かした旅行商品づくりを進める方向、こういった方向もあるという例といたしましてご紹介をいたします。

1件目は、以上でございます。

(井上会長)

これは、ポストバスは別々にやりますか。

(事務局)

では続けさせていただきます。

次にもうひとつ、本日取り扱いを決定することになっております 281 番、ポストバスにつきましてご審議をいただきます。

ご審議をいただくにあたりまして栗山町に加えまして当別町からもヒアリングをさせていただきました。それと郵便事業株式会社、これらのヒアリングの結果につきましてまず事務局からご説明を申し上げます。

(事務局)

事務局の地域主権局の内藤と申します。私のほうでこれら3件につきまして取材をさせていただきましたので、私のほうからご説明を申し上げたいと思います。

資料3の52ページのほうをご覧いただきたいと思います。

前回の委員会におきまして五十嵐委員のほうからご紹介がございました栗山町の事例についてお話を伺ってまいりました。

栗山町におきましては、今回の道民提案にございますような貨物を運ぶ車両に旅客を乗せるというのではなくて町営バス、いわゆる旅客を運ぶ車に貨物を乗せるという取り組みではございました。したがって資料のタイトルにございますように、バスを利用した貨客混載の事例ということでございます。

また栗山町のほうから同様の趣旨の取り組みが当別町でも実施されているというふうにご紹介いただきましたので、当別町のほうにもお話を伺ったところでございます。

最初に1番の栗山町の事例でございます。栗山町におきましては、民間バス路線の撤退に 伴いまして町営バスの運行を開始いたしましたが、採算性の問題等もございまして札幌大学 の千葉先生など有識者を交えた検討委員会を設置いたしまして、経営改善についての調査・ 研究を開始いたしました。

その一環といたしまして平成19年10月に国のモデル事業を活用いたしまして、バスの運行改善に関する実証実験を17日間に亘って行いました。その中で町営バスによる少量の農産物輸送を実施したということでございます。

その具体的な取り組み内容でございますが、バス路線沿いにある農家が協力いたしまして、 その時期に収穫されたジャガイモ、大根等の農作物をバスに乗せて町の中心地の集荷場や直 売所に輸送するというものでございまして、町営バスが各農家の庭先まで入りまして、荷物 の積み下ろしは運転手が行ったということでございます。

尚、経費については国のモデル事業を活用いたしまして、農産物の輸送料金は全て無償と したということでございます。

実際に実証実験をしてみての課題でございます。1 の(3) に書いてございますが、農産物の積み込みに若干の時間がかかるということのために一部バスの遅延が発生いたしまして、一部乗客からは不満の声が上がったこと。あるいは、運転手への負担増加などがあげられるということでございます。

さらにこれを本格的に導入する場合には、輸送料金をどうするか。たとえば輸送中に商品が破損等をした場合に補償などについてもどうするかといったような課題の検討もさらに必要になってくるということでございます。

また実証実験中は、この17日間に限って新しい小型のタイプのバスを借り上げて使用したということでございまして、その小型バスは、後部から荷物を積み下ろしできるタイプのバスではあったのですけれども、現在の栗山町が実際に使われている町営バスでは、車両の構造上荷物を乗せるスペースがないので、本格導入をするとしたらバスの改修、あるいは新規車両の導入等が必要になるということでございました。

このように実証実験は行いましたが、参加された農家の方々からは、助かったという反応があった一方で、有料でも是非本格実施してほしいといった強いニーズもなかったことから、その後本格的に事業化に向けた検討は進んでいないという状況とのことでございました。

尚、栗山町では、国土交通省の事業を活用して地域交通総合連携計画を策定いたしまして、 現在この計画に基づいて町営バスの路線変更、あるいは郊外路線での事前予約制、いわゆる デマンドバスの運行など、旅客運送に関わる取り組みを優先しておりまして、農産物輸送の 件については当面進展させる予定はないということでございました。

次に2番にございます当別町の事例でございます。

当別町におきましては、町内における公共交通の利便性と効率性を高めるために町と北海道医療大学、それから地元の企業、町内の民間病院の4者が費用分担いたしまして、コミュニティーバス「当別ふれあいバス」というものを平成18年度から運行を始めてございます。

平成20年には、地域公共交通総合連携計画を策定いたしまして、この計画に基づいて国土交通省の補助も受けながら運行を行っているということでございます。この計画の中でコミュニティーバスを活用した物流システムの取り組みといたしまして、図書館で借りた図書の返却と使用済み天ぷら油の回収という2点を実施しているということでございました。

その取り組み内容でございますが、輸送料金については全て無料としてございます。図書館の図書返却につきましては、町内にある図書館で借りた図書をバス停まで持っていくと運転手がそれを受け取って図書館まで運んで返却してくれるというものでございます。

また使用済み天ぷら油の回収でございますが、これは町内で配布した専用の回収ボトル、あるいは家庭にございますペットボトルに使用済み天ぷら油を入れて運転手に手渡すか、バスについている専用の回収箱に投入すると運んで行ってくれるというものだということでございます。

いずれもバスに乗車しない方でも利用できるというものでございますが、一方でその作業 に関わる運転手の負担は増えるという課題はあるということで聞いてございます。

これに加えましてこのコミュニティーバスを利用いたしまして新たに当別と札幌市内の あいの里にございます北海道医療大学のキャンパス、このキャンパス間の学内の資料を輸送 するということも準備中ということで聞いてございます。

尚、当初は栗山町と同様に農作物の輸送も計画していたということでございますが、現在のバス路線の沿線に農家がいらっしゃらないということのため実施していないということでございます。同じく町の特産品や農産物を各家庭の注文を受けて届けるというシステムを、このバスを使って実施したいということで計画はされていたようでございますが、支払い決済の仕組みをどうするかといった課題があることから、まだ実施はしていないということでございました。

当別町では、コミュニティーバスを活用した物流システムのあり方につきましては、平成23年度から自前でのコミュニティーバスを本格運行していくということでございますので、それまでに検討していくことといたしておりまして、今のところ新たな取り組みの予定はないということでございました。

尚、今回の道民提案にございましたようなポストバスといった貨物車両を使用した旅客輸送につきまして、それぞれの町の担当者の方々にご意見をお聞きしたのですが、2つの町とも比較的平坦な農村部でございまして、公共交通機関も比較的恵まれているほうであり、こういったポストバスのような貨物車両を使用した旅客輸送ということについては、道内でももっと山間部のような、地域の足の確保が非常に難しいところのほうがなじむのではないかといった感想をいただいたところでございます。

続きまして郵便事業株式会社にお話を伺いに行った概要も併せてご報告申し上げたいと 思います。

資料のその裏のページ、53ページをご覧いただければと思います。

これは、郵便事業株式会社からいただいた道内における郵便の搬送のネットワーク図ということでございます。ここで結ばれております線が、いわば郵便搬送の路線と考えていただければよろしいと思います。

道内のネットワークは、緑の◎で表記してございます統括支店、これが道内 6 ヵ所ございまして、その支店、緑の○がたくさんありますがこれが 51 ヵ所。赤い○になってございますが集配センター、これが全道 223 ヵ所ございまして、この黒線のように結ばれているということでございます。

この統括支店と支店の間、◎の緑と支店の緑の○の間の搬送につきましては、幹線便として主に大型トラックが1日に数回往復をしておりまして、その運行は部外の運送会社に委託をされているということでございました。

支店と集配センターの間の搬送につきましては、主に軽四の車両を使用されておりまして、 郵便事業株式会社の社員の皆様が担当されているということでございます。

この支店と集配センター間の搬送便の運行状況は、1日当たり2往復~3往復のところが多いということで、郵便物を当日配達するために早朝に行く便と、当日引き受けたものを収集・発送するための夕方以降の便というものが中心となるということでございました。

次に郵便物の各家庭への配達と各ポストからの収集の仕組みということでございます。この支店、あるいは集配センターにおきまして郵便物の配達・集配を行っているところでございますが、これにつきましては郵便事業株式会社の社員の方がバイク、あるいは軽四車両で行うのが基本となってございまして、地域によっては集配受託者、つまり地域の方に委託をされている場合もあるということでございました。いわゆる過疎地におきましても集配センターから個々の家までの郵便配達と、ポストからの郵便物の収集は、最低でも1日に1回は必ず行っているということでございました。

尚、各ポストには収集予定時間を表示してございまして、その時間以降には必ず収集に行っているとの説明でございました。

併せまして今回の提案にございますような郵便車を活用した貨客混載についてのご意見 も合わせて伺っておきました。

それによりますと、今回の提案に沿った郵便物の集配体制ということでは、おそらく過疎地などでの集配センターから各地域を回る車両に人を同乗させるというイメージになるのではないかと思われますが、まず現行法では郵便物運送委託法によりまして郵便物運送車両に郵便関係者以外のものを同乗させてはいけないという規定がございまして、法的にはここをどうクリアするかという課題があるということでございます。

さらに一般的に郵便貨物と信書、普通の封筒とかハガキ、こういった信書と混載して運んでいるケースが多いということですので、特に封筒とかハガキの信書については通信の秘密保持との関係がございまして、法的なハードルは非常に高くなるのではないかということでございました。

また仮に法的な問題をクリアできたとしても、人を同乗させるときの現実的な問題点といたしましては、郵便配達はあくまで郵便を迅速、かつ確実に届けることが使命となってございますので、人を乗せることで遅れが出ることは支障になるということが 1 点。2 点目は、現在使用している車両が主に小さなトラックなので、荷物を乗せる以外に人を乗せる場所としては、助手席だけになりますので、安全性の面でも課題があるという、この 2 点があげられたところでございます。

尚、具体的に郵便車両に人を同乗させてほしいという要望は、郵便事業株式会社としては 特に承知していないということでございました。

以上、道内の2事例と郵便事業株式会社の取材結果を報告させていただきました。

(井上会長)

ありがとうございました。

前回一応審議に伏したものの、結論の部分については保留というふうにしていた案件 2 件について事務局のほうから説明をもらいました。

2件ということで、1つ目がNo.272の地域観光の振興という観点のもの。同じく 281のポストバスに関わるものでございました。これらについて今後どのように扱うのかというような観点から、先生方からご意見等があれば賜りたいというふうに思います。いかがでしょうか

(河西委員)

1点事務局に質問があります。

その日本郵便に対する聞き取りにおいて、もしこうしたポストバスをやる場合、どの程度 の費用負担というのを会社側から、たとえば行政側なり、もしくは利用者に求めるという話 というのは出てきましたか。

(事務局)

実際取材に行った際には、郵便の搬送の状況がどうなっているのかというような実態をお知らせていただきたいということで行きましたものですから、具体的に、たとえばそれを実現するには経費負担がどうなのかというところまでは話はしてございません。

先方のほうからも特にそういった話はございませんでした。

(河西委員)

ありがとうございました。

(井上会長)

ありがとうございました。

今、河西先生のほうから質問が出ましたけれども、ポストバスというこの名前からして郵便の配送車を使うということなのだけれども、いわゆる一般の宅配便のようなところは検討されたのでしょうか。

(事務局)

今回ヒアリングをさせていただいたのは郵政事業株式会社だけでございます。

したがいまして今後いろいろ検討するところになりますれば宅配便業者ですとか他の民間車両、どのようなものがあるのかということは、またこれから検討していきますが、そういったところのヒアリングも必要になってくるかとは思ってございます。

(井上会長)

ありがとうございます。

今、2 件提示しておりますけれども、それぞれひとつ形をつけなければいけないので、先 生方のご意見を少しずつ収斂させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(湯浅委員)

ポストバスの話なので、そのまま引き続きそちらの話をさせてもらいます。

今の栗山町・当別、あと郵便局の話を聞いていても、こういう新しい取り組みを入れるときというのは、新しい発想を提案しなければ従来型の考え方なら問題点はたくさん出てくると思うのです。私たちのように田舎に住んでいれば、郵便の手紙が多少遅れても問題はないし、宅配便がお昼に来る予定が夕方に来ても、それほど問題がない。要するに迅速に、安全にという言い方は、これまでの郵便局に限らず、従来型そのものの発想を越えなければこのポストバスはできないだろうというふうに思いました。

いくつか課題があげられたのもすべてその内容ですよね。ポストバスは、何のために導入 しようと思っているのかというところの議論がなければ、これは絶対広がらないし、これか らの北海道のいろいろなところの過疎地域にこういう取り組みを期待しているものですか ら、その発想の転換を是非提案していきたいというふうに思いました。

(井上会長)

ありがとうございます。

ポストバスのほうに議論が集中しているのですが、ここのところはせっかく議論の流れですから、ここの部分について今湯浅委員のほうからかなり積極的なご意見が出たと思うのですけれども、それを受けてどのようにお考えになるのかご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。

(河西委員)

今回ポストバスというかたちで取り上げられていますが、問題の本質というのは、過疎地域における交通をどう維持していくか。そこが課題の本質ですよね。

そうすると必ずしもこういったポストバスに限らずに、たとえば隣近所で車を持って、そして運転できる人がそういった足がない地域の高齢者の人たちを乗せて、そして持続的にそういうものを社会システムとしてやっていくようなシステムということも考えられるのではないかと思います。

したがって、このポストバスというのが果たして最適な問題解決の鍵かというのは、今の デメリットの話を伺うと若干疑問に思うところがあります。

というのも、やはり郵便というのは、郵便を出して届けてもらうという顧客、顧客がお金を払って、その負担以外にそういった過疎地域の方々を乗せて行って、結果として何らかの問題点が起こったときに、その顧客の満足なりというところで大きな問題が生じてきて、結果として企業としてはなかなかのれないのではないかというふうに思ったりもしています。そうしますと、ポストバスに限らずもう少し幅広い視野で交通体系を考えてというような方向のほうが私は望ましいと考えております。

(井上会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(五十嵐副会長)

河西先生がおっしゃるように、問題の本質は過疎地域の特に高齢期になったときの足の確保をどうするか。あるいは、最近は過疎地域だけではなくて町中も同様でして、路線バスのダイヤがかなりなくなっていく中で買い物難民と呼ばれる高齢者が出てくるということにどう対応するかということだと思うのです。

まさにその通りだなと思いながら難しさを一方で感じていて、どう整理したらいいのだろうとまだ答えは出ていないのですが。

たとえばカーシェアリングのようなかたちでやれるところがあるのだろうか。ただそれは、 やはり車を運転できる人がいなければいけないので、1回考えたことがあるのですけれども、 カーシェアリングの仕組みを使って車を運転する人は本人でなくてもいいような仕組み。で も、これはタクシー、白タクに引っかかるのです。ですから何かうまい組み合わせがないか とずっと私も細々と考えているのです。どこかで何かが引っかかってきてしまっています。

そういう意味では、ポストバスというのは、せっかく走っているのだからという発想もわかる気がするのです。わざわざ仕組みをつくらなければいけないけれども、ポストバスであればここを走っているのだからという感じもあって、その発想もあるなというふうに思います。

ちょっとまとまっていないのですが、一度ポストバスだけだとどうしてもデメリットがこのような形で出てきてしまうのかもしれませんが、問題設定を変えて見て、いくつかの方法、福祉有償運送については、顧客は限られてしまいますけれども、今後顧客が相当、不特定多

数という時代の過疎地および高齢者の足の確保という立て方だとちょっと大き過ぎるかな と思ったり、まとまらなくて申し訳ないです。そういう気がしています。

(河西委員)

徳島県に上勝町というところがございます。そこで役所の方に伺ったのです。

上勝町にはタクシー会社がないということもあって、今五十嵐委員がおっしゃったような住民による白タクというのが特区で認められているというような話を伺った記憶にあるのです。 可能であればそういったポストバス以外の過疎地域の足の確保、そういったものも含めて情報としてご提供していただければありがたいなと思います。

(井上会長)

いくつか主な意見が出たと思いますけれども、若干整理させていただきたい、私の意見も 含めてということになります。

ここのところの提案というのは、これは湯浅委員がご指摘になった部分でほとんどすべてだと思います。過疎化が進展する、都会でもという話が五十嵐委員のところからありました。 年老いて買い物すらできないという状態です。

話をあまり大きくしていっても、広げ過ぎてもというふうに思いますけれども、いずれにしても高齢化、あるいは過疎化ということで一般的な規制の公共交通というのも必ずしも十分に機能しているわけではないということです。

若干長くなりましたけれども、湯浅委員がおっしゃったところ、ここの必要性というところを念頭において問題をどういうふうに解決できるのかというところを、次回でも、その後でも議論をさせていただければというふうに思います。

その際一般の市民・道民まで広げるかというと、今度は話があまり広がり過ぎてまとまらない可能性がありますので宅配便、あるいは民間の輸送業者等々も含めて、少し郵便配送車から一歩踏み出たかたちで検討はしていただきたいというのが1点。

あと1点は、河西委員のほうから出ましたけれども、特区特例というようなかたちで四国 徳島県でやっているような事例があるのではないかということがありましたので、今回提案 に間に合うかどうかというのは別として、いずれこういう部分というのは検討することが必 要になってくると思いますので、調査をして、次回かその次にでもご報告していただければ というふうに思います。

そういうことでいかがでしょうか。河西先生、よろしいですか。

だめだ、だめだというのは、だいたいだめなので、どうしてうまく道民のみなさん方のニーズに答えるのかということの観点から少し私たちも勉強させていただければというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

それで、時間もあれなのですけれども、1点目の地域観光の振興ということで、これは大きな表でいえば、資料2では4ページに出ているので、事務局のほうから宣告、先程ある程度整理したかたちで説明がありました。前回の論点(発言要旨)というようなところも含めて説明がありました。

3つ論点に○がついていますけれども、仔細に眺めていくと慎重な取り扱いというのが2つ、若干前向きに考えてみてもというのが1件というような感じがします。

この点は、いかがいたしましょうか。

あるいは、何かご質問等があればお出しいただきたいのですが。

では、私のほうからたたき台を出しましょうか。

前回の議論を引っ張ってきているわけですが、先程論点の3つある部分の整理をして○か ×かという話をしました。前向きに対応すればという含みを持った意見のほうは、質と経済 的基盤で定められており、小規模なものであれば要件を緩和してもよいのではないか。質を 確保する仕組みは、経済的な資格要件と切り離して考えるべきというふうになっています。 これが3つの内の1つ、若干ある程度前向きなという部分です。

経済的な部分というのは、左側の欄に出ていますけれども、たとえば基準資産額とか営業保証金というもので300万、300万。あるいは、年間の取引の額によって異なるというふうに書いてあります。

論点の上のほう、1番目あるいは3番目のところなのですが、このあたりのところは、もし何か残念なことが起こったときにどうするのかということの懸念が表れているのだろうと思うのです。結局何か起こったときには、たぶん経済的な営業保証金というのは、それに見合うようなかたちで設定されているのではないかというふうに思うので、経済的な要件が必要という場合には、これが0であって、残念な事件が起こったというときに誰がどうそこの部分の弁済をするのかというところの問題は、ここの議論の中では解けていません。

これは、2対1というところに必ずしもくみするわけではないのですが、今回は本棚にしまうというのが一つのあり方なのかなというふうには思います。

私が申し上げたのは、これを主張してそういう方向に持っていこうということではなくて、これを一つのたたき台として最終的に今日この場でこの扱いをどうするのかということでみなさん方に決めていただければというふうなつもりでいました。

(河西委員)

前回、たぶん前向きに意見を言ったのは私だと記憶しております。

経済的なハードルというのは、当然合理性があって金額も決められている。それでその旅行に係るリスクを、その経済的な保証の部分で担っているというのはよく理解するところです。

したがって、それに関してあまり緩和すべきでないという考え方も一方であります。

ただ、この提案で出てきた課題の一つとして、たとえば地域の中で農業体験をやっているような農家さんが、たとえば隣近所のお店で食事をしてもらったり、そしてそれを告知して募集をすることも今の法律ではできないわけです。

そのあたりに関してもう少し緩和したらどうかというところが、たぶん一番の大きな課題ではないかなと思っています。

そこに対してどの程度の経済的な基盤というのを求めるか。そこが僕自身が前回のこの委員会で発言したときの主旨です。

(井上会長)

2番目が河西先生の意見だったかどうかというのは記憶にないのですが、2番目の部分というのは、今河西先生がおっしゃった部分というのは、旅行業法に関わるのですか。

(湯浅委員)

関わらないですよ。

(井上会長)

先生の言われた部分については、ツアーやなにかを組んだという部分においてであって。

(河西委員)

これでいうとEですよね。

(湯浅委員)

私たちもそういう小さな取り組みをやっているものですから、今河西先生がおっしゃったのは、わたしたち農家や地域で小さな取り組みで受け入れた場合など、地元の店でランチを食べるということをやりますよね。

それは、送迎を無料にすることで該当にならないのです。それを大きな規模で貸し切りバスなどを借りてツアーにした場合は、一般の方たちを交えた大勢ということですよね。

今私も規模が問題だなと思いながら聞いてはいたのですけれども、今の河西先生のお話だったらBにあたると思っていたので。

(河西委員)

よくわかりました。

では、地域の中で食事とか温泉などを含めて農業体験をやろうというときでもそんなに規模が大きくなければBになったのですね。

(湯浅委員)

そうです。要するに、送迎にバスを借りてもバス代として取らなければいいのですよね。

(事務局)

その通りでございまして、食事ですとか温泉も行った方が、お客さんがご自分でお金をお支払いすれば、それはパッケージなどではありませんので、ツアーでもありませんので、それは可能です。

(井上会長)

南部委員、どうぞ。

(南部委員)

前回欠席したものですからよく把握できていない部分があるかと思うのですけれども、私 どもは学校をやっておりまして、調理系の学校なものですからいろいろ社会研修旅行ですと か、それから作付け、要するにジャガイモを植えに行ったりですとか、いろいろな小さな日 帰りの旅行のようなものをしております。

それでプログラムは、一応学校でつくるわけです。どういうところでこういう体験をして、 昼食はどこどこでするということで、バスは旅行会社から借り切って行くというような従来 のやり方をしております。

最近、やはりいろいろなところに行きまして、地元のほうから「こういう調理の学生さんだったら、こういう体験もできますよ。ああいうこともできますよ」という提案があるのです。その地元からの旅行としての提案ではなくてできること、要するにそこでできることへの提案というのが多いのです。

その辺の接点が、ここでどういうふうになるかということだと思うのですが、今まであまり旅行業云々ということは考えないでやってきたのですが、実は道外の、これは中学校・高

校から北海道に来て、北海道の食材を使った料理体験をやりたいというような話が先日きています。

そのとき北海道に来るのは、来ます。ですけれども宿泊しているところからどうやって本校のほうに来るかとか、今そのような話し合いが出ているのです。

私どもも料理学習とかそういうことは提供できるのですが、そこまでまだ煮詰めていないような段階なので、今回のこの提案の中でもしその辺が、需要と供給の問題だと思うのですけれども、やはり北海道はいろいろな意味で自然体験ですとか観光の資源がたくさんあります。そうしましたら、いろいろな年齢層の方々がいろいろなことを考えて北海道に来る。そうすると北海道の地元からもそういう提案を出して、小規模であっても大規模であってもいろいろなことができるのだと。ただ、その旅行業云々に違反しないやり方はどういうことがあるのかということをきちんと定めていくということは必要だと思うのです。

ちなみに私どもがそのようなことをやるときに、必ず旅行保険をかけて出るわけです。ですから食事ひとつとりましても、たとえば食中毒の問題ですとか、そのようなことが出た場合、業者さん側ももちろんですが、学校としても企画を組んだほうも責任があるものですから、そのような責任をどこで分担していくかというようなことを考えてやっているわけなのです。

参考になるかどうかはわからないですが、現実にそういう旅行をやっている側としてはこの辺の問題をきちんと整理していくともっともっと北海道の観光の活性化につながっていくのではないかと思いました。

(井上会長)

ありがとうございます。

(五十嵐副会長)

DとかEのパターン、たとえば移住体験ツアーのようなものは、必ず有料になって、これは旅行業としての扱いになってしまいますけれども、たとえばそのようなものを地元の小さなところでもできるようにしたいとか、そういうニーズがたぶんあると思うのです。

ネットの時代ですからわざわざ旅行代理店を通じなくても市町村で移住体験をやっていますというのを見たらポンと申し込めるとか、そういうのはいいなと思うのです。

一方では、やはり旅行業というものが持っているリスク、確かに金額というのは、かけ金かなと思うとこれがいいのかどうかはよくわかりませんけれども、私はリスクをどうやって分散できるのかというのは考えていかなくてはいけないことなのかなというふうに思うのです。

今回、したがって1回本棚に戻してはという先生のご意見に賛成で、たぶん今回の審議に間に合わないだろうという気もしますので、そういう湯浅さんたちがやっている取り組みですとか、それから市町村が移住体験をやりたいと思っているようなことですとか、いろいろな例があって、そこで旅行業がないことでどのような今デメリット、北海道の経済として活性化にどういう観点からデメリットがあるのか、だからこういう規制緩和を求めたいと、もう少し我われなりに調査を進めてからでもいいのかなというふうに思います。

(井上会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。 湯浅委員、どうぞ。

(湯浅委員)

参考までになのですけれども、いろいろな多種多彩なツアーがこれからも出てきたり、体験や観光が出てくると思うのです。どんな小さな体験観光でも保険はかけます。旅行業に関わらずでも必ず保険をかけて何かあったときの対処はします。それはどこでも同じだと思います。

(井上会長)

ありがとうございました。

では、今回の場合若干強引かもしれませんが、一旦本棚にということで、これに関わる部分の情報収集等は続けていくということでいかがでしょうか。

私自身もこのあたりの移住のところは、まとめ役をやっているのですが、保険もかけていないといわれるかと思って。

とりあえずそのようにさせていただければというふうに思います。

引き続きというところの意味は、この提案されている方が何を具体的にお考えになっているのかというのもあまりよく見えなくて、たとえばレンタカーによる旅客輸送というような部分についても、これもお金を取って、そしてプラス何かを上乗せしてというのだったら、ちょっとやはり違うなというふうにもとらえかねないということで、真意ということを汲み取りながら今後詰めていくということで、とりあえず本棚にということにさせていただきたいというふうに思います。

少し議論を急いていて誠に申し訳ございませんけれども、続いて今度は、再度取り扱いを 検討するという項目についてご議論をいただければと思います。

まず事務局のほうから NO269・携帯型心電計に関する云々と、NO275・北海道特定活動法 人制度の創設、この2件について説明をいただきたいと思います。

(事務局)

それでは 269 番・携帯型心電計に関する使用制限緩和の今後の対応方向についてでございます。

前回の委員会では、先程ご説明しましたが心電計の使用が医行為ではないようにするということと、情報ネットワークを活用した地域医療のあり方を検討していく。この両面から検討を進めていくこととなりましたので、事務局のほうでネットワークを活用した地域医療、特に遠隔医療につきまして現状・課題などを調べましたので、ご審議をいただく前に遠隔医療につきましてご説明を申し上げます。

資料3の10ページをご覧ください。そこに遠隔医療についてまとめてございます。遠隔 医療の中には遠隔診療(医療行為、医師による行為等)の部分と健康・介護・見守り、指導・ 教育など、直接的な医療行為にならないものとがございます。

このうち医師と患者の自宅を結ぶ遠隔診療につきまして平成 9 年に国のほうから通知が 出てございますのでご説明いたします。

まず遠隔診療の位置づけでございます。診療とは、医師と患者が直接対面して行われることが基本でございます。遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきであるという国の見解が出されております。

同時に厚生労働省から遠隔医療を適正に実施するための留意事項というものが示されて ございます。下のほうにある四角の枠で囲った中でございます。 診療につきましては、初診、それと急性期の疾患に対しましては、原則として直接の対面 診療によること。それが基本でございます。

遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきということでございまして、離島やへき地の患者の場合など往診または来診に相当な時間を要したり、また危険が伴うなど、遠隔診療によらなければ当面必要な診療が困難な場合、その場合には患者の要請に基づいて直接の対面診療と適切に組み合わせて行われる場合につきましては遠隔診療を行っても差し支えないことにされています。

それと直近まで相当の期間診療を継続してきた特定の慢性期疾患の患者で病状が安定している患者にも遠隔診療が認められてございます。

このように遠隔医療についての法的な整備は既にされてございまして、厚生労働省が平成20年度に設置をいたしました遠隔医療の推進方策に関する懇談会というものがございます。そこにおきましても今後の課題といたしましては、遠隔医療システムの導入経費ですとか運用経費、費用負担の問題、国の財政支援措置などが必要だというようなそういった問題。それと通信インフラの整備ですとかシステムの標準化の必要性、こういったものがあげられてございまして、法的な課題というものについては特段あげられておりません。

その懇談会におきまして遠隔医療の有効性についても意見が出されてございまして、寝たきり患者の相談など、在宅医療の推進には遠隔医療は有益であるというご意見ですとか、在宅健康管理は特に慢性疾患の患者への効果が期待できそうだというようなご意見などがございました。

総務省の遠隔医療モデルプロジェクトに道内の旭川医大が選ばれてございまして、平成20年度と21年度の2ヵ年に亘って遠隔医療の実証実験が行われております。そこでの課題といたしましては、先程ご説明したような通信環境ですとか費用負担の問題があげられてございます。

今ご説明いたしましたように遠隔医療を利用した情報通信ネットワークの構築のための 課題といたしましては、インフラですとかシステム整備のための費用負担、そういった技術 的・財政的な課題がございますけれども、そのような課題とともに遠隔医療ネットワークが 整備されたあとの在宅患者の遠隔診療の受診、これを支えるための人的なサポート体制とい うものも課題になってくると考えられるわけでございます。

資料3の13ページをご覧いただきたいのですが、そこに使用制限の整理をしてございます。そこの、たとえばDとEは通信システムがきちんとつながっている、いわゆる遠隔医療の場合ということでございますが、この場合においても自宅で心電計を操作することができない患者さんの場合につきましては、家族はできるわけでございますけれども、家族がいない場合には介護ヘルパーなどの第三者が本人に代わって操作してあげることができなければ遠隔医療の効果が及ばなくなるということでございます。介護職員は、医行為である診療の補助はできませんので、それを可能にするために在宅医療・在宅介護における介護職員の業務の拡大というものが必要になってくるのではないかと思ってございます。

したがいまして今後の検討方法といたしましては、携帯型心電計が医行為ではないようにするための検討を含めまして在宅医療・在宅介護における介護職員の業務の拡大に向けた課題や法上の規制など、関係者の意見を聞きながら調査・検討を行って提案内容の検討を進めていくという方向で今後検討を進めていくということではいかがでしょうかということでご審議をいただきたく存じます。

次に資料2の7ページ、275番・北海道特定活動法人制度の創設でございます。

提案の主旨でございますが、北海道独自の法人組織を制定するというものでございます。

法人につきましては、民法によりまして法律の規定によらなければ成立しないとされてございます。したがいまして北海道独自の法人組織を制定するためには、NPO 法人の成立根拠でございます、特定非営利活動促進法といった法律のように新たな法律を制定することが必要となるわけでございます。

事務局といたしましては、道州制特区提案として北海道においてのみ有効な新しい法律の制定を国に提案していくということは非常に難しいのではないかというふうに考えてございます。

今後の対応といたしまして、提案の概要にございます法人に対する税制面の優遇などにつきましては、276番の「認定NPO法人制度の認定要件の緩和」により法人を育成していくという方向で検討を深めていくこととしてよろしいかどうかご審議をいただきたく存じます。以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

事務局から 2 つの案件について今回再度取扱いを検討するものということで説明をいただきました。2 件どちらからでも結構ですけれども、先生方からご意見・ご提案をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、ちょっと私のほうからたたき台を出させていただきたいと思います。まず一番最初にあった携帯型心電計に関する使用制限緩和の部分です。これは、資料2の一番最初のところにあります。

元々の提案の主旨をふまえて検討を深めていったらどうかというような意見が多々出ました。それに加えて遠隔診療などの医療分野における情報通信ネットワークの仕組みを構築する上で、というようなところの意見も合わせて出ております。

これは、元々は前回国に答申したときだったと思うのですけれども、五十嵐副会長などから提案があった部分、あるいは提案といいますか前向きに検討するということで押していただいた部分が、介護要員による気管に詰まった痰を吸引するというようなものがあって、それはここでも検討をいたしました。多々議論がありましたけれども、十分に最後までの詰めがというところで、そしてそういったことに携わっておられる方々の意見も広範囲に聞く必要があるのではないかということで、そういう試みもしなかったわけではないのですが、確か本棚行きになっていますよね。

それらも合わせて今回のこの担い手というのは、介護士の方になりますので、もう少し膨らませるかたちで合わせて検討のたたき台をつくっていくということを考えたらどうかというふうに思います。

今回の部分に関わるのは、先程事務局から説明がありました資料3の13ページ、使用の可否が×××になっているところを何とか○にできないかというようなところで介護福祉士の業務拡大が必要ということで検討するというようなことでした。

どこかチラッと見たときに新聞の記事か何かで痰などの吸引の話がどこかに出ていませんでしたか。

これは、ここで議論をして本棚に入れようという結論になったものの、気づいたときには国が一歩前に進めていたというようなところもありました。

これは、具体的に5月に研修をやるというようなところも記事にあったと思うのですが、 どうなっているかはわからないけれども、要するにこういうかたちで介護士の仕事というの を改めて医師不足、看護師不足という中で何か対応できるものがあればということで詰めて いければどうかというのが私のほうの提案です。

あとひとつ、北海道特定活動法人制度の創設というのは、事務局からは、認定 NPO 法人制度の要件の緩和により、NPO 法人を育成する方向で検討したらどうかというような意見も出ました。こちらのほうは、河西先生のご専門のところなのですが、その意見も拝聴したいと思いますが、全体として 2 件の扱いはいかがでしょうか。

(河西委員)

まず携帯型心電計に関する使用制限の緩和に関して井上会長がまとめられた方向でよろしいのではないかと思います。

逆に技術が発達して、非常に以前は医療行為とされていたものが通常の我われでも簡単にできるようになっている時代で、なぜこういった携帯型心電計に関して医療行為として介護福祉士の方がそれを補助したりすることができないのかというのは不思議な気がします。

それも含めてもう少しこういった医療行為に関して安全が保障されているのであれば広げていく方向で考えていくというのは望ましいことだと思います。

そしてもうひとつ、北海道限定の非営利活動に関わる新しい法人制度の設立に関しては、 事務局からご説明があった通り、私も果たしてそのような新しい法人制度をつくってどの程 度メリットがあるのかというのはちょっと疑問があるところです。むしろこの提案をされた 方の一番言いたかったところというのは、公共性とか非営利活動をやっている団体で、その 中で非常に優れた独自性とか創造性を持っているところに対してある程度優遇してくれと いう、そこの部分なのかなと思っています。

そうしますと現行の法人制度で、たとえば社団法人・財団法人、その中で特に公益性が高い、公益目的事業をやっていらっしゃって、しかも組織としてきちんとした経営投資ができているところに対しては公益認定をするという制度がございます。

また一方でNPO法人に関しても、以前も議論になりました認定NPO法人ということで、非常に社会から支持をされて多くの方々から支援を受けているNPOに対して、それに対して税の優遇措置等も含めた認定NPOという法人の制度がありますので、それを活用する、その活用するためのハードルを下げていく、そちらのほうがこの方の提案している主旨をきちんととらえた対応策ではないかというふうに思っています。

実際問題としてこういった法人制度の改革に関していえば、社団法人も財団法人もその制度を改革するのに百何十年ぶりの民法の改正だということで結構大変なのです。それに対してどの程度のメリットがあるかということを考えると、この提案された方の主旨を考えれば今の現行の法人制度の枠組みの中で、それで特に優れたところに対して優遇措置をしていく、制度の改革のほうでこの方の求めていらっしゃることを実現したらよろしいのではないかと思います。

したがって事務局がおっしゃっているように、これはとりあえず本棚に入れておくと。その代わり認定 NPO 法人制度や何かについての提案をしていくという方法でいいのかと思っております。

(井上会長)

ありがとうございました。 その他いかがでしょうか。

(五十嵐副会長)

269番についてです。

ちょっと議論を整理する必要があるかと思っております。まずひとつは、この携帯型心電計というのは、あくまでも測定のためのものです。測定も医行為の中なのですが、説得力を持たせるためには何か事例があって、こういう不便があって困っている方がいるのであれば是非お伺いしたいと思います。

在宅で心電図が自分で測定できないのでヘルパーさんに測定してもらいたいのだけれども、それが規制されて困っているという方の声を拾っていただきたいというふうに思います。それから痰の吸引と経管栄養については、特別養護老人ホームである条件を満たせば介護福祉士に認められますというのは確かに一歩前進ということですが、ここで私が提案したかったのは在宅なのです。在宅でこそ必要なことであって、高齢者だけではなくて障害者も必要であるというところがございますので、本棚に入れてはあるのですけれども、一歩前進のこれを機会にもう一歩前進できるのかどうか。痰の吸引・経管栄養については、在宅で、かつ一定の条件を満たした介護福祉士が行うときには高齢者も障害者もというような考え方をもう1回確認をさせていただきたいと思いました。

それから NPO のほうは、先生のおっしゃる通りで私もかまわないと思うので、特につけ加えることはございません。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

では、今の議論のとりまとめですけれども、携帯型心電計使用に関する云々の部分については、これは一歩前に進めるということで作業をお願いできればというふうに思います。これまで出てきたところ、私よりはきちんとメモを取っておられるのだと思いますが、1点は国がやろうとしていることからさらに一歩進んで、一番困っている人は、実は在宅の人ではないかというところの意図を汲み取っていただいて、そこのところまで含めたかたちで提案できればということで方向を模索したいというふうに思っています。

ただ、その前に必要になるというのは、同じように五十嵐委員のほうから提案がありましたけれども、実は介護士さんを呼んだことはないのだけれども、一番困っている人、その人たちの意見を聞いてくるということ、あるいはここで聞くということが、さらに国を一歩動かすということの力になると思います。そういった点も含めてご配慮いただければというふうに思います。

北海道特定活動法人制度のところは、これはとりあえず本棚にということで処理して預かっていただきたいというふうに思います。

ただ、これは一応方向性は決まっておりますけれども、認定 NPO 法人制度の認定要件の緩和というようなところ、これは一応方向性は決まっておりますので、さらに提案が充実できるように努力していきたいというふうに思います。

どんどん進んでいって申し訳ないのですが、前回審議を予定していたのだけれども時間の関係で未了になったものということで2点あったと思うのです。これについて事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

(事務局)

前回の委員会で時間の関係上ご説明できなかった 2 つの新規提案項目についてご説明をさせていただきます。

まず資料 2 の 14 ページになります。282 番、国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外の提案でございます。

提案の概要でございますが、国庫補助を受けた公共施設、これを転用しようとする場合補助金の返還というものを求められるわけでございます。少子高齢化など施設の開設時期には予測できなかった情勢の変化変動などによりまして、施設を転用しようとするときは補助金返還に係る適用除外の措置を設けるべきであるという提案でございます。

事実関係の整理でございますが、国庫補助を受けた施設の転用などに関しましては、補助金等適正化法によりまして各省庁の承認を受けることとされてございます。その特例として政令により各省庁が定める期間を経過した場合には、この限りではないとされております。

しかしながら、各省庁におきまして取扱いにバラつきがございましたり、用途や相手先が強く制限されているということもございまして、改善を求める声が四方から強く上がってございました。

そういったことから、国におきましては地方分権改革推進要綱におきまして 10 年を経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先は問わず、無償の場合は国庫納付を求めないとしたところでございます。

この政府方針を受けまして各省庁において補助対象財産の処分の承認基準の見直しが行われました。

現在におきましては、四角で囲ってございますが 10 年を経過した公共施設については、 基本的に転用が可能となりまして、無償譲渡の場合は補助金返還も必要ないということとさ れているところでございます。

10 年未満の施設につきましても、そこの整理欄の真ん中ぐらいにありますが、市町村合併に伴って施設を処分する場合ですとか内閣総理大臣の承認を受けた地域再生計画、これに基づきまして施設を他の用途に有効活用する場合には10年経過後の場合と同様の取扱いとなっているところでございます。既に道内16市町村でこの制度を活用して施設の有効活用が図られているというところでございます。

実現するために考えられる手法でございますが、補助金等適正化法及び施行令を改正いた しまして、財産処分の要件の緩和を行うということになります。

メリットといたしましては、地方自治体の判断によりまして情勢変化に即応して公共財産 の有効活用が図られる。

デメリットといたしましては、当初の設置の目的に関わらず安易な転用・譲渡が可能となり、国の補助金の無駄遣いや自治体側の財政規律の緩みにつながる恐れがあるということでございます。

続けてまいります。次は 15 ページでございます。283 番、地域通貨を利用した社会福祉 に係る給付の提案でございます。

提案の概要でございますが、現行の社会福祉における給付では、法定通貨でサービス事業者に支払われるということになってございますので、道外に資金が流出してしまう。それで単年度で失効する地域通貨による給付を行うことで自治体による多様なサービスが生まれる可能性があり、また資金の流れを把握することができるので効果的な資金配分が可能となるということでございます。

資料3の58ページをご覧いただきます。地域通貨とは、という明確な定義はございませんが、特定の地域やコミュニティーの中で流通する価値媒体でございます。法定通貨のようにどこでも何とでも交換できるという汎用性は持たない。その一方でボランティアや地域活

動など、法定通貨では表現が難しい価値というものを可視化して価値の流通交換を促進する効果があるとされております。

提案にあった社会福祉に係る各種給付制度でございますが、各種関係法令に基づいて各種サービス・医療が法律に基づいて法定給付として行われてございますが、その代表例といたしまして生活保護法に基づく給付についてご説明を申し上げますと、生活保護法においては生活扶助や住宅扶助などにつきましては法定通貨による金銭給付を原則としてございます。 医療扶助と介護扶助は医療機関等に委託して行う現物給付サービスの提供というものを原則としてございます。

これを実現するために考えられる手法、資料2の15ページに戻っていただきたいのですが、この手法としては生活保護法など、社会福祉関連法を改正して、地域通貨による給付を可能にするということでございます。

メリットでございますが、地域内で地域通貨が循環をいたしまして、地域経済の活性化につながる可能性があるということでございます。

デメリットでございますが、他の地域では当然地域通貨が使えないということで、受給者に必要以上の行動制限、不利益を与える可能性があるということ。道と市がサービスなどを行うそれぞれの事業者から承諾を得て契約をしなければならない。生活保護受給者側にとってのメリットがあまり考えにくいというようなことでございます。

以上でございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

前回審議が未了のものということで2件事務局のほうから骨子を説明してもらいました。 ただ今の件についてご意見等があればお出しいただきたいと思います。

ただ、私のほうで 1、2 点整理しておけば、まず最初の国庫補助を受けた公共施設の転用 に係る例外というのは、これは既に現行法規で実現可能ということですから、改めて特区提 案として国に上げるということの意味はないということですよね。

そういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

これ以上の要件の緩和になりますと、財産処分にあたって、国への報告も不要にするとか、 有償譲渡の場合にも補助金の返還を不要にするとか、そういったものくらいしかないという ことです。

(井上会長)

2 点目のところは、地域通貨をということ。地域の活性化に繋がる地域通貨というのは、その意義は、非常に認めますし、道内でも積極的にそれをやっておられるところというのは、あることは存じ上げております。

ただ、ここでいっているところの社会福祉に関わるものというのは、行政が社会福祉の給付をやるときに地域通貨で支払うということですよね。

ですから、社会福祉の中で、たとえば生活保護というのは、国の法律で金銭給付、現物給付というふうなことが決まっているので、それを変える、あるいは特例として何かを求めるというのがこの提案の趣旨です。

それで、若干行き過ぎた整理かもしれませんが、先生方のご意見を賜りたいと思います。

(河西委員)

まず、1点目の国庫補助をうけた公共施設の転用に係る例外に関しては、私も委員長と同じような感想を持って、これをもっと緩和する、もしくは特例やなにかで提案するためにはどうしたらいいのだろうと思いました。

したがってこの提案に関しては、既にある程度実現できている。特に地域再生法に基づいて地域再生計画をきちんとつくれば補助対象施設の有効活用に関してもかなりの部分で自由度がきくこととなったので、むしろこれ以上緩和してしまうとモラルハザードを生む問題というのが起こるからこれでいいのかなと思っております。

もう一方で地域通貨に関わる、地域通貨を利用した社会福祉にかかる給付に関してなのですが、そもそも地域通貨がきちんと社会のシステムとして、まだ根付いていない段階で、それを社会福祉の給付に使うというのは、結構無理があるのではないかというのが私の認識です。またもう一つの問題点というのは、委員長もご指摘をされていたように、たとえば、ここでは生活保護の給付があげられていますけれども、地域通貨で生活保護の給付をしたらその方が使える対象というのが限定されてしまって、結果として人権の制限に関わってくるような問題に繋がらないのかなというふうな疑問を持っています。

したがって、この 283 の提案に関しても、今のご提案を積極的に検討していくというのは、少し難しいというふうに思っております。

以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

(湯浅委員)

私も他の方と同様の意見です。

地域通貨というのは、本当はもっと違う意味で使われていくものではないのかなというふうに思いました。地域のコミュニティーを活性化するというところに使われるものなので、少しこの提案に対しては違和感を感じて見ていましたので、今の先生方の意見で同様だということです。

(五十嵐副会長)

282 のほうですけれども、細かいことをいえば、防火ではなくて耐震構造の工事をしたところについては 10 年未満のあれがなくなるということとか、いくつかあったような気がしますけれども、乗り越えられないような課題ではない。詳しいことは今思い出せませんけれども、そのことは若干あったかなと思います。

それがネックという事例も出てきているので検討かなと思いますけれども、基本的には専 門家の先生たちとも議論をするべきだと思っています。

耐震化のところは、たとえば、今地方都市に関わらず出てきていますが、やはり小学校の 統廃合とか公共施設が使われている、非常に公民館などは一律である一方、使われない小学 校などが出てきているという問題もありますので、うまく活用できればいいなというふうに は思っていますので、そこら辺にネックがあるのかないのか確認をしていただければと思い ます。 それから 283 については、むしろ課題の立て方としては、前にコミュニティーハウスの社会福祉事業を提案したときに、むしろ縦割りの社会福祉の給付制度を横串にするようなコミュニティーハウスの提案をしたときに、そこに対する資金繰りが大変難しいと。早い話が、資金がないということで、そういう資金制度の創設はできないかという話を若干したのですけれども、うまく議論が整理できずに保留、文章にも残っていないくらいの段階でしたので、それをどうするかというのは残っているのかなと。

おそらく福祉については、今後出てくるのは、こういう一つひとつの福祉制度ではなく共生型とか、それから包括的な福祉という方針を進めていこうということは、厚労省の側でも方向性としては示されています。おそらく国との関係もあるかと思いますので、これは本棚でいいという意見ですが、今後地域で展開していくときに地域福祉のあり方とそれに伴う財源の問題をどうするかという議論の組み立てのほうがいいかなと思っています。

したがって、今回これは置いておいていいかなという意見です。 以上です。

(井上会長)

ありがとうございました。

付則の意見・注文がでたかと思いますけれども、そこのところは次回でも、あるいは質問をされた先生にお答えいただいてほしいと思います。

(事務局)

今手元にある資料を確認したのですけれども、先程の耐震補強事業について、学校の公立 学校施設の整備補助金の財産処分手続きの概要というものが手元にあるのです。それにより ますと耐震補強事業をやった場合は、10年未満でも大臣の承認申請を得れば転用すること ができますということで、転用できるほうに入ってございました。

(井上会長)

ありがとうございました。

一応この2件は本棚にということで仕分けさせていただきたいと思います。

時間もかなり押しているのですが、最後の案件で新しくあがってきました(3)新規道民 提案(追加)についてということで事務局から説明していただきたいと思うのです。

先生方、これは、ひとえに私の議事進行がまずかったためなのだけれども、あまり時間がありませんので簡潔にポイントを説明していただければと思うのです。

それでこれは、先生方はご存じだろうとは思うのです。資料の中では○○大学になっています。どこかに大学の名前が書いてあったと思うのですが、詳細のところは○○大学になっている。最後の追加の説明のところには、大学の名前が入っています。

言いたかったのは、これは片方で道にあがると同時に国にも上がっていますので、特に道州制特区の提案としてここで検討するということで賛否を問うということは、それほどないと思いますので、いずれにしても次回以降かなり突っ込んだかたちで議論をしなければいけないと思いますので、その骨子を説明していただきたいと思います。

(事務局)

わかりました。

今回新規の提案についてご説明を申し上げます。

284番の診療看護師の制度化に向けての規制緩和ということでございます。

提案の概要でございますけれども、大学院でナースプラクティショナー養成コースを終了して、試験で認められた看護師については、そこの概要覧、①~⑨まで載せてございます。この①~⑨を医師の指示なしに看護師が医療行為をできるようにするという提案でございます。

それで、今委員長のほうからお話がありましたこの提案者は、特区に提案すると同時に構造改革特区のほうにも同じ内容で提案をしてございます。その回答が4月30日に国からきてございます。それが資料の4の後のほうにつけてございます表がございます。一番後ろのほうに横長の表で構造改革特区提案と鉛筆書きで表題のところに載せてある表が一番後にあると思います。

それの右側から 6 行目、道州制特区提案と構造改革特区提案は同様の内容の提案をされてございます。9 項目の提案をされてございますが、それに対する構造改革特区のほうの国からの回答がその表の右から 6 列目、これが厚生労働省からの回答でございます。

提案の概要といたしましては、要するに医師の指示なく診断や治療などができるようにしてもらいたいということでございますが、1項目を除いて国からの回答は、同様の回答となってございます。

回答といたしましては、国の検討会でいろいろ提案された内容を具体化するために、今年中に国のほうで実態調査ですとかモデル事業を実施しながら、看護師の幅広い医療行為といったものについての実証を行っていく。その中で、本提案の内容についても十分に勘案していきたいという回答が出されております。

ですから国の回答は、既に1回出てございますが、本提案も十分に勘案しながら検討を進めたいという旨の回答でございますので、今後国の検討状況もみながら医療資源が偏在する中での医療福祉体制の整備を図るという観点から関係者の方の意見を聞くことなど、こういったことも必要なのではないかとは思ってございます。

(井上会長)

ありがとうございました。

先生方からご意見、ご質問をいただきたいと思います。

9 項目の提案が行われていて、死亡の確認だけは、これは任せられないというのが答えで すよね。

それで、先走って1件だけ質問です。これは、構造改革特区提案ということで要するに、 たとえば今年度かなり前向きな姿勢が国の方針として伺われるのですが、道州制特区提案と して提案することというのは、どういうふうに考えればいいのですか。

構造改革特区のほうが、場合によっては先に結論が出ますよね。もう国にあがっているわけですから。私どものものは、これから審議をし、道民の皆様方からパブリックコメントをもらいながら議会を通して国に持っていって、しばらくの期間、時間をおいて検討されてということになると。

それでもあげていくことの意味は。

(事務局)

まるっきりこれと同じものを国の結論が出る前に提案しますと同じ回答になりますので、 国の検討の状況を見据えるということが、まずは一つあろうかと思います。 その間でいろいろな観点から福祉関係者の方々のご意見を聞いたり、他の問題点がないかというところも聞いていく必要はあるのかと思います。

(井上会長)

先生方、ご意見はいかがでしょうか。

今、事務局から提案のあった、道民のみなさん方から提案のあったものというのは、我々は真摯に受け止めて審議を尽くしていくというのがこれまでのやり方ですし、当前そういった責務もあると思うのです。

もう少し突っ込んだかたちで次回以降検討していくということで取り扱ってよろしいで しょうか。その中では、関係者のヒアリング等々、必要であれば参考人というかたちで呼ん でいただくということも検討したいと思います。

(五十嵐副会長)

構造改革特区には出ているけれども道州制特区でも出すという。

(事務局)

今、国が検討を進めておりますので、検討結果が出たとすればそれに足りない分、不足の分について提案していくということはあるでしょうけれども、それが出る前段で同じことを提案しても国としては同じ答えしかないので、国の検討状況を見据えながら、別の問題点がないのかというところもいろいろ検討していかれてはいかがかと思っています。

(五十嵐副会長)

では、見据えながらということだということで、わかりました。

死亡の問題は、私は厚労省の回答で構わない、同じなので死亡の確認は、やはり医師だというふうに思っております。

(井上会長)

ありがとうございました。

それでは、今先生方に、時間が押しているので十分審議を尽くしたかたちにはなっていないのですが、いずれにしても独自に動いていく、検討していくということは、それはそれなりに意味があって、またこれを国に働きかけていかれている当事者を後押しすることになるかもしれませんので、今後関係者等の意見も十分にたまわりながら、我々は我われで検討していくということで取りまとめたいというふうに思います。

では、今日予定していた審議そのものは、これでひと通り終わりになります。

今日もフルメンバーで審議ができたわけではないのでありますけれども、できるだけ日程の調整を上手く図りながらこういったもの。そして、今日は山谷地域振興監がご出席されていますけれども、各地方地域で地域振興のために、あるいは地域に住まわれている生活者のレベルアップのために、いろいろなかたちで意見を今取りまとめられておられるそうですから、その中で特に見合うようなものがあれば逐一取り込んでいきながら議論を続けていきたいというふうに思っています。

一応マイクをお返しいたします。

(山谷地域振興監)

長時間にわたりますご審議、熱心なご審議をありがとうございました。

本日の議論を踏まえて更に検討するものは検討してまいりたいと思います。

また、今委員長から大変重たいご提言を頂戴いたしました。これまでも道民の皆様からいただいたご提案ですから、これはしっかりと私どもも真摯にお答をするということは私どもの基本的姿勢であると思います。

また同じように今改めてこの 4 月から始まりました振興局体制ということで、市町村を 回らせていただいて、各市町村からいろいろなお話しを頂戴しております。その中にまとめ 方、整理の仕方によっては、同じようにその地域の声として考えなければいけない、それが もし特区提案というかたちになるのであれば望ましいなと思うようなものも中にはあろう かと思います。この辺は、今委員長からご指摘のありましたことを十分に踏まえて、これか ら地域を回っていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(井上会長)

次回は、今後日程調整等々を事務局で。

(事務局)

次回の委員会につきましては、ただいま本日ご論議をいただきましたことに沿いまして事務局として資料作成・整理をいたしまして、それに基づいてご審議をいただきたいと考えてございます。

今後資料はいろいろ調整してまいりますが、具体的な日程につきましては、資料の準備等が整いしだい別途メールで調整させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(井上会長)

では、これにて閉会ということでよろしいでしょうか。皆様方、ご苦労さまでした。